

(参考)

1 収入科目

| 科目 | 具体的な内容 |
|--------|---|
| ① 販売金額 | 米、農作物、家畜などの販売金額 ※農協・市場手数料などの出荷経費が差し引かれる前の金額を計上します |
| ② 家事消費 | 家事のための消費や、親族等に贈答したものは家事消費分として収入金額に含めます。販売金額に出荷経費が含まれている場合は差し引いて計算します <農産物を販売している場合> 販売金額 ÷ 販売数量 × 家事消費等の数量 <農産物を販売していない場合> 市場価格等を参考にした単価 × 家事消費等の数量 |
| ③ 雑収入 | 農業に関する収入で販売金額以外のものです。 【例】農作業受託料、中山間地域等直接支払交付金、経営所得安定対策等交付金（戸別所得補償金）など |

2 経費（支出）科目

農業所得の計算上、収入金額から差し引くことができるのは、農業経営に関して支出した費用に限られ、食費や住居費などの生活費は必要経費になりません。

また、租税公課や動力光熱費などは、農業部分と家事部分とに区分（按分）し、農業部分のみを必要経費として計上します。

| 科目 | 具体的な内容 |
|-----------|---|
| ⑧ 雇人費 | 常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費 |
| ⑨ 小作料・賃借料 | 農地の賃借料および賃耕料、農業用機械および施設（ライスセンター等）の利用料など |
| ⑩ 減価償却費 | 10万円以上の農機具、農業施設の償却費 ※耐用年数に応じた所定の計算が必要です。計算が困難な場合は、購入金額・購入日がわかる書類等を申告会場へご持参ください |
| ⑪ 貸倒金 | 売掛金などの貸倒損失 |
| ⑫ 利子割引料 | 農業にかかる借入金の支払利息 ※元金の返済分は必要経費となりません |
| ㊦ 租税公課 | 固定資産税(農業部分)、農業用の（軽）自動車税、農協の賦課金、水利費など ※所得税、住民税などは必要経費となりません |
| ㊧ 種苗費 | 種もみ、種子、苗などの購入費用 |
| ㊨ 素畜費 | 子牛、子豚、ひななどの取得費および種付料 |
| ㊩ 肥料費 | 肥料や堆肥用わらなどの購入費用 |
| ㊪ 飼料費 | 飼料の購入費用 |
| ㊫ 農具費 | 使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具、機械、器具などの購入費 ※10万円以上のものは「⑩減価償却費」として計算します |
| ㊬ 農薬衛生費 | 農薬や除草剤の購入費用、共同防除費用など |
| ㊭ 諸材料費 | ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用 |
| ㊮ 修繕費 | 農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用 ※資産価値を高めたり、耐用年数が延びたりするような修繕は「⑩減価償却費」として計算します |
| ㊯ 動力光熱費 | 農業に使用した電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費 ※家事用（買物・通勤等）のためのガソリン代などは必要経費となりません。 |
| ㊰ 作業用衣料費 | 作業衣、長靴、たび、手袋などの購入費用 |
| ㊱ 農業共済掛金 | 水稻・果樹・家畜などの共済掛金、農業用の建物・車両に対する保険料 ※住居に対する保険料や生命保険料などは必要経費とはなりません。 |
| ㊲ 荷造運賃手数料 | 農産物等の販売に要した市場手数料、運送費、出荷の際の包装費 |
| ㊳ 土地改良費 | 土地改良事業の負担金、客土費用など |
| ㊴ 雑費 | 研修費、事務用品代など他の経費に当てはまらない農業関連経費 |